キングスカイフロントネットワーク協議会 規約

平成30年2月6日 設立

(名称)

第1条 本組織は、「キングスカイフロントネットワーク協議会」(以下「協議会」という。)と 称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学公民が交流・連携し、研究開発拠点としての魅力的なまちづくり、操業環境の向上を図るとともに、事業活動の活性化を図ることを通じて、キングスカイフロントの持続的な発展を図ることを目的とする。

(協議会の活動)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 会員相互の交流及び連携に関すること
- (2) 地域住民等との交流に関すること
- (3) キングスカイフロントにおける事業活動の活性化を図る取組に関すること
- (4) キングスカイフロントの地域課題の解決を図る取組に関すること
- (5) 協議会活動等の情報発信に関すること
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員資格)

- 第4条 協議会は、キングスカイフロントに立地する企業、大学、研究機関及び自治体等のうち、加入の意向を確認した機関をもって組織し、これらの機関を会員とする。
- 2 立地していない機関であっても、キングスカイフロントで常時活動している機関にあって は、理事会の承認を経て会員とすることができる。
- 3 会員の入退会は、別に定める入会申込書及び退会届を事務局に提出し、理事会の承認を経 るものとする。
- 4 同条第1項、第2項に規定する会員資格を喪失したにもかかわらず、退会届の提出がされない場合には、理事会の承認をもって退会とすることができる。

(組織)

- 第5条 協議会に、「総会」、「理事会」及び「事務局」を設置する。
- 2 目的に照らし、必要と認めるときは、理事会の定めるところにより、協議会に、「専門部会」 を置くことができる。
- 3 総会、理事会及び専門部会には、必要に応じて、関係機関等の出席を求めることができるものとする。

(役員)

- 第6条 協議会に役員として会長1名、副会長若干名、理事複数名及び監事1名を置く。
- 2 会長は、協議会を代表し、活動を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、理事会に出席するとともに、協議会の会計を監査する。
- 5 異動その他の事情により、役員が任期途中で交代する場合は、当該役員担当機関が指定する者が役員に就任することができる。
- 6 転出その他の事情により、役員担当機関が任期途中で欠けた場合、補欠の機関を選任することができる。

(役員の選任)

- 第7条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中において新しく就任した役員の任期は前任者の残任期とする。

(総会)

- 第9条 総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時総会を開催することができる。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から請求のあったとき。
- 3 総会及び臨時総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の議案について決議する。
- (1) 事業計画及び収支計画
- (2) 事業報告及び収支報告
- (3)役員の選任
- (4) 規約の変更
- (5) その他理事会で必要と認めた事項
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 7 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 緊急の議事については、書面をもって会議に代えることができる。

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から招集の請求があったとき。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、委任による 代理出席を認める。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 7 理事会は、各事業の実施に当たり、理事の中から、各事業の責任者として担当理事を選任する。
- 8 理事会は、次の事項について決議する。
- (1) 第4条2項及び3項に係る会員の承認に関すること。
- (2) 第5条2項に係る専門部会の設置に関すること。
- (3) 第9条4項各号に係る総会提出議案の承認に関すること。
- (4) 前項に係る各事業における担当理事の選任に関すること。
- 9 緊急の議事については、書面をもって会議に代えることができる。

(専門部会)

- 第11条 専門部会の設置に当たっては、部会長1名を置く。
- 2 部会長は、活動内容を理事会に報告することとする。
- 3 緊急の議事については、書面をもって会議に代えることができる。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務は、会員のうちから、理事会において選任されたものが処理する。
- 2 事務局業務は、理事会が指定したものに委託することができる。

(会費)

- 第13条 協議会の運営経費は、会費をもって充てる。
- 2 会費は、1機関会員につき年額7,000円とする。なお、年度の途中に入会した場合においても、同額とする。
- 3 会費は請求に従い、定められた期日までに納入する。
- 4 年度途中で退会する場合は、会費を返金しないものとする。
- 5 事業実施にあたり、特段の費用が発生する場合は、理事会が定めるところにより事業実施 に要する費用を徴収することができる。

(会計)

第14条 前条の規定に基づき徴収する会費及び費用は、帳簿により整理し、適切に経理を処理する。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し収支報告を行う。
- 4 会計事務は、会長の指示のもと事務局が担う。

(解散)

第15条 協議会は、総会において会員総数の3分の2以上の決議により、解散できる。

(委任)

第16条 本規約に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、協議会設立の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、設立時に「加入意向書」を提出した機関にあっては、同条3 項の「入会申込書」を提出したものとみなすこととする。
- 3 第10条第8項第2号の規定にかかわらず、協議会設立時に附則別表のとおり専門部会を 設置する。
- 4 協議会の事務は、第12条の規定にかかわらず、当面の間、川崎市キングスカイフロントマネジメントセンター(川崎市川崎区殿町3-25-10)が処理するものとする。また、将来的な地域主体の事務局体制への移行を見据えた検討を行うこととする。
- 5 協議会設立時に選任された役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、2020年 度総会の終結までとする。

附則別表

名称	活動内容
総務企画部会	・実務者による連絡調整に関すること
	・地域防災に関すること
	・その他総務部門に関連する事項に関すること
交流連携部会	・夏の科学イベントに関すること
	・交流会に関すること
	・その他域内外の交流連携に関すること

附 則(平成30年5月23日)

- この改正附則は、総会の決議の日から施行する。 附 則(令和元年5月13日)
- この改正附則は、総会の決議の日から施行する。 附 則(令和2年5月20日)
- この改正附則は、総会の決議の日から施行する。 附 則(令和3年5月31日)
- この改正附則は、総会の決議の日から施行する。